

【質疑応答】

小池 佐々木先生ありがとうございました。佐々木先生の今回のご報告なんですけれども、テープ起こしをしまして、大学の紀要に載る形になるかと思います。それで、私、前振りで空き家の課税についてお話ししてくださいというふうに言及してしまったので、若干説明していただけるとありがたいんですけれども。

佐々木 空き家の税制ですけども、平成28年の税制改正ですね、こちらも空き家の、相続が発生した場合に空き家だった場合ですね。それからあとは空き家の譲渡の場合ですけども、相続の開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていた家屋、昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者はいなかったものに限る、空き家ですね。および当該相続の開始の直前において当該相続人居住用家屋の敷地のように供される土地等を相続により取得した個人平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡でした場合に当該譲渡に係る譲渡所得の金額について居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができるというふうに改正がされたと。簡単ですけど。

小池 ありがとうございます。その他に質問がある方いらっしゃいますか。少しまだ時間が余っていますが、ちょうどいい頃合いになってきましたので、この辺にしたいと思います。佐々木先生、本当にありがとうございました。最後にまた盛大な拍手をお願いします。